

2021 年 07 月 05 日 (第 2 版)

機械器具 55 医療用洗浄器
器具除染用洗浄器 (JMDN コード: 35424000)

ウォッシャーディスインフェクター MAT LD1000

【警告】

- ・引火性、爆発性のあるガス雰囲気中では、絶対に使用しない。
- ・緊急事態、異常発生時は緊急停止スイッチを押すか電源を切る。
- ・適切な訓練を受けた使用者が操作を行うこと。
- ・ドアが開閉するときには、ドアが動作する範囲には手や顔などを、近づけないこと。
- ・洗浄液を取り扱う時は、防護具(手袋・ゴーグル・長袖・マスク等)を着用すること。
- ・洗浄液が皮膚や衣服に付着した場合は直ぐに水で洗い流すこと。
- ・洗浄液が目に入った場合は、直ぐに流水で洗い流し、医師の診察を受けること。

【禁忌・禁止】

- ・機器の改造は絶対にしない。
- ・故障時は、必ず専門業者へ依頼する。
- ・指定洗浄液以外は使用しない。
- ・取扱説明書に記載無き操作・調整はしない。

(寸法及び重量)

	寸法(外寸: W × D × H [mm])	質量[kg]
MAT LD1000 片扉	820 × 936 × 1985	340
MAT LD1000 両扉	820 × 936 × 1985	355

(必要設備)

電源：AC 200V 3φ 50 Hz/60 Hz 14-26 kW
給水：20A PT 15 L/min. 以上
給湯：20A PT 15 L/min. 以上
純水又は脱イオン水：20A PT 15 L/min.以上
排水：50 A
床排水：50 AOD

(作動・動作原理)

本装置は、容器・循環ポンプ・電気ヒータ・配管類・制御盤で構成され、設備として、電源・水・(RO 水)・温水・排水を、蒸気電気併用モデルでは加えて蒸気と圧縮空気を必要とし、洗浄から完了までの動作は、各流体のセンサー・自動弁・コンピュータにより制御される。洗浄・除染は循環ポンプ・回転洗浄ノズルによるジェット方式にて行う。乾燥はフィルタを通した熱風にて行う。装置に異常が発生すると、安全な動作が制御されるとともにエラー表示により作業者に異常を知らせます。

【形状・構造及び原理等】

(形状・構造)

電源スイッチ

緊急停止スイッチ

ガラス扉

操作ディスプレイ



【使用目的又は効果】

本装置は、手術器具や病棟で使用した再使用可能な器具器材洗浄除染を目的とし、洗浄から乾燥までの工程を全自動で処理を行う。

取扱説明書を必ずご参照下さい。

【使用方法等】

以下の手順の詳細は取扱説明書をご参照ください。

1. 洗浄液残量確認を行い、必要に応じて補充します。
2. 電源スイッチを回して電源を入れます。
3. 洗浄庫内が熱くないことを確認し、扉を開けます。
4. 被洗浄物を専用ラックにセットします。
5. 扉閉スイッチを押して扉を閉めます。
6. モード(一般・ハイスピード・その他)を選択します。
7. 始動スイッチを押して自動運転を開始させます。
8. 自動運転が終了すると、ディスプレイに終了表示がされます。
9. 洗浄庫内温度が下がっているのを確認し、扉をあけます。
10. 洗浄された、被洗浄物を取り出します。
11. 扉閉スイッチを押して扉を閉めます。
12. 電源スイッチを回して電源を切ります。

※連続して使用する場合は、電源を切らないで下さい。

※両扉仕様の場合、9～11の操作を搬出側で行います。

【使用上の注意】

詳細は取扱説明書をご参照ください。

・医療用器材の中には、器具除染用洗浄器による処理から除外されているものが多数存在するので、特定の物品を再処理する際は、必ずその物品の製造メーカーの指示に従うこと。

・被洗浄物は、ラックから飛び出さないよう、互いに接触しないように、できるだけ均等に並べ水がスムーズに流れるように配置すること。

・洗浄サイクル終了後、被洗浄物に汚れが残っていないことを確認し、残っている場合は洗浄サイクルを繰り返すこと。

・ドアを開いて熱くなった被洗浄物を取り出すときは、手袋を着用し火傷に注意すること。

・被洗浄物の取り出し時や搬送時にやけどに注意する。

・損傷を受けたラックを使用すると十分な洗浄・消毒効果が期待できないため、新たなものを使用すること。

・扉によるはさまれに注意すること。

【保管方法及び有効期間等】

(使用環境)

屋内設置型機器

周囲温度：5～40℃

相対湿度：80%以下(31℃時)

長期間使用休止する場合：各ユーティリティー元バルブは閉め、水分を無くして下さい。(腐食による不具合の防止)

装置耐用年数：8年

※取扱説明書及び添付文書に記載された取扱注意事項あるいは保守・点検に係る事項を遵守し、定期的に保守点検を実施すること。

点検結果により、次に示す主要な構成部品や保守点検事項に記載された交換部品を必要に応じ交換すること。

【保守・点検に係る事項】

洗浄器の使用状況に応じて、6ヶ月、1年毎に弊社サービスマンによる定期点検を推奨する。

保守・点検の内容と結果は記録し保管すること。

(使用者による保守点検事項)

・洗浄器とその周辺の清掃

・スクリーンの清掃

・洗浄剤の確認と交換

・洗浄槽の清掃

[点検時の注意事項]

・洗浄槽内の作業は、液体の跳ね返りがあり危険な為、必ずゴーグル、手袋を着用すること。

・洗浄器保守点検時は、必ず電源を切ること。

(サービスマンによる保守点検事項)

・漏れ点検

・ストレーナ清掃

・エアフィルタ交換

・安全装置点検

詳細は取扱説明書をご参照ください。

【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称】

製造販売業者

名称：株式会社ウドノ医機 樽原工場

住所：東京都八王子市樽原町 1453-2

電話番号：042-625-3661

製造業者

名称：KEN HYGIENE SYSTEMS A/S

住所：Bøgebjergvej 60, 5672 Broby, Denmark

国名：デンマーク

(問い合わせ先)

株式会社ウドノ医機

東京都八王子市元横山町 2-1-9

電話番号：042-642-6153

取扱説明書を必ずご参照下さい。